

青森りんご植栽150周年記念ロゴマーク使用許諾要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青森県（以下「県」という。）が保有する「青森りんご植栽150周年記念ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を第三者に使用させるに当たって必要な事項を定めるものである。

(使用の範囲)

第2条 青森りんごが植栽150周年であることをPRするもの、青森りんごのイメージアップにつながると認められるものに使用することができる。

(使用料)

第3条 使用料は、無償とする。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ、県に別記様式により申請し、その許諾を受けなければならない。ただし、次号に該当するときは、この限りではない。

- (1) 県が、デザインを変更、改変することなく印刷物又は県のホームページ等に使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

(使用許諾の基準)

第5条 県は、前条の規定による使用許諾の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾することができない。

- (1) 第2条の使用の範囲に適合しないと認められるとき。
- (2) 正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (3) 青森りんごの品位を傷つけ、または傷つけるおそれがあるとき。
- (4) 宗教的行事、政治活動、暴力団活動等に使用すると認められたとき。
- (5) ロゴマークの使用によって、迷惑行為その他社会的問題が生じるおそれがあるとき。
- (6) その他使用が適当でないとき。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許諾を受けた目的、範囲以外に使用しないこと。
- (2) 自己が受けた使用許諾について、第三者に再許諾しないこと。
- (3) デザインは、別に定めるマニュアルに従って使用すること。

2 県は、前項各号の事項が遵守されるよう、使用者に対して指導を行うことがある。

(使用許諾の取消し等)

第7条 県は、次に掲げる場合には、その使用許諾を取り消すことがある。

- (1) 使用者が使用許諾の範囲を超えて使用したとき。
- (2) 第5条のいずれかに該当し、または第6条に違反することとなったとき。
- (3) 青森りんごのイメージや評価などに重大な支障を及ぼすと認められたとき。

2 前項の規定により使用許諾を取り消された場合、取消し後2週間以内に使用した商品等を廃棄しなければならない。

3 県は、第1項の取消しにより、損害が発生した場合であっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この要領に定める事項のほか、ロゴマークの適正な使用を確保するために必要な事項が生じた場合は、別途県が定める。

附 則

この要領は令和6年7月30日から施行する。